

第 2 次木津川市地域公共交通網形成計画

計画骨子（案）

目 次

1.	計画の目的と概要	1
1.1	計画の目的	1
1.2	計画の区域	1
1.3	計画の期間	1
2.	地域公共交通網形成に向けた主な課題（現時点）	1
3.	地域公共交通網形成の基本方針	2
3.1	基本的な考え方	2
3.2	計画の基本方針	3
3.3	各主体が担う役割	5
4.	計画の目標	5
5.	施策体系	6
5.1	施策の体系	6
5.2	施策の概要	7
5.3	コミュニティバス等の持続可能な運行のためのガイドライン（別紙）	

1. 計画の目的と概要

1.1 計画の目的

木津川市の公共交通は、鉄道・民間路線バス・コミュニティバス・タクシーで構築されている。これら各公共交通が連携を図り、地域ニーズに合った運行サービスを持続的に提供できるまちを目指して、平成 27 年 3 月に「木津川市地域公共交通網形成計画（以下、1 次計画）」を策定し、移動手段の確保に資する施策を、市民、事業者、行政等の関係主体の協働により取り組んできた。

しかしながら、バスやタクシー事業者の乗務員不足の問題が、近年、全国的な社会問題となっており、一方で、移動サービスの充実に向けた新しい技術開発が急進しているなど、我が国における公共交通事業に関わる各種情勢が大きく変化していると言える。

「第 2 次木津川市地域公共交通網形成計画」は、「1 次計画」の基本的な考え方や主たる施策を引き継いだ上で、近年の急激な公共交通を取り巻く情勢変化への対応を図り、本市において、持続可能で、かつ地域ニーズに合った地域公共交通網の形成を図ることを目的とする。

1.2 計画の区域

計画の対象区域は、木津川市内全域とする。

1.3 計画の期間

計画の期間は、令和 2 年 4 月から令和 7 年 3 月までの 5 年間とする。

2. 地域公共交通網形成に向けた主な課題（現時点）

○本市の人口は増加傾向にある。しかし、今後も木津地域の学研区域で人口増加が見込まれるのに対し、加茂地域と山城地域では減少傾向にあるなど、人口の地域偏在がみられる。これを踏まえ、これからは各地域の活力増進を促すことで、結果として市域全体の活性化を図ることが必要であり、また公共交通はこれを支援することが必要である。

○高齢化が進行しており、特に加茂地域や山城地域では高齢化率が高く、40%を超える地区もある。さらに本市では、65 歳以上の運転免許保有者の割合が年々増加しており、自主返納する市民も増えている。これらを踏まえて、今後は高齢者が暮らしやすい環境整備が今まで以上に必要である。

○本市の公共交通体系は、鉄道・路線バス・コミュニティバス・タクシーで構成されているが、民営の鉄道、路線バス等では、利用の低迷、乗務員不足等の問題より、減便対応などを講じて運行維持を図らざるを得ない状況にある。またコミュニティバス等の運営に係る財源確保も今後厳しさを増すことが見込まれる。こうした、公共交通を取り巻く社会環境の変化を念頭に据えて、将来に向けて、市民のみなさんが本市で安心して暮らし続けられるように、既存の公共交通の持続を図ることが必要である。

3. 地域公共交通網形成の基本方針

3.1 基本的な考え方

(1) 1次計画の基本的方針を引き継ぐ

1次計画では、「地域特性に応じた利便性の高い公共交通体系の構築」、「公共交通機関の連携による利用しやすく満足度の高い持続可能な公共交通づくり」を基本的な方針として定め、運行サービスの提供・充実に取り組んできた。

市民の暮らしを支える公共交通は、途切れることなく運行を継続することが重要である。そのため、1次計画の期間終了後も運行等の各種関連サービスが継続的に提供できるように、1次計画の基本的な方針を、2次計画に引き継ぐことを基本とする。

(2) 地域づくりとの連携・整合を図る

本市では、第2次木津川市総合計画（平成31年3月策定）において、将来の都市構造として行政、商業、医療・福祉など多様な都市機能が集積する「中心都市拠点」、日常生活の拠点として住民ニーズに対応した「都市拠点」を位置づけ、各拠点の連携・交流促進を図ることで、活力と魅力ある地域づくりを推進することとしている。

公共交通体系は、これら地域づくりの基盤としての役割を担う。そのため、本市の公共交通の整備・充実にあたっては、地域づくりとの連携・整合を重視することを基本とする。

(3) 既存の公共交通を大切な地域資源として活かす

全国的に、人口減少や高齢化の進行に伴う税収減少、民生費の増加により、財政状況が厳しさを増す見込みであり、結果として公共交通等の公的サービスの維持が課題となっている。一方で、高齢化の進行は、公共交通に対する期待が一層高まることを意味している。そのため本市では、鉄道、路線バス、コミュニティバス等の公共交通が市民の暮らしを支えているが、利用促進施策の推進等、公共交通がより持続可能なサービスとなるように取り組むことが重要である。

上記の考え方のもと、行政、事業者、市民等が協力して、既存の公共交通サービスを、地域資源として大切に活かしながら、継続して運行できるように努めることを基本とする。

(4) 公共交通事業を取り巻く社会環境変化等に対応する

市民の移動手段に関連する状況や、公共交通事業を取り巻く社会情勢等は、1次計画の期間中に大きな変容を見せている。例えば、高齢ドライバーによる交通事故の社会問題化や、これに伴う運転免許証の返納に対する気運の高まり、またバス・タクシー事業者の深刻な運転手不足、そして一方で移動サービス向上に資する多様な新技術の急速な進展等が挙げられる。

2次計画では、こうした様々な情勢の変化に適切かつ柔軟に対応できるよう、必要な施策等を示すこととする。

3.2 計画の基本方針

(1) 基本方針

本計画における地域公共交通網形成の基本方針（2つの柱）を以下の通りとする。

～ 基本方針(施策の柱)～

- 1. 地域や社会情勢に応じて、持続可能な公共交通体系の充実に取り組むことで、活力と魅力ある地域づくりを支援する**
- 2. 鉄道・バス・タクシー等が連携し、利用しやすく満足度の高い公共交通の利用環境づくりに取り組む**

この基本方針は、先述した基本的な考え方を念頭に、次に示す意図・狙いを持つものである。
なお、文中の（※1）～（※4）は、前頁の基本的な考え方の番号に対応している。

- | |
|---|
| 1. 地域や社会情勢に応じて、持続可能な公共交通体系の充実に取り組むことで、活力と魅力ある地域づくりを支援する |
|---|

第1次計画の「基本的な方針」を引き継ぎ(※1)つつ、活力と魅力ある地域づくりを支えることが公共交通の大きな目標である(※2)ことを認識した上で、今後、事業環境が厳しさを増す中、既存の公共交通を大切な資源として十分に活かす(※3)とともに、急変する情勢変化にも対応できる(※4)、持続可能な公共交通体系を目指す。

- | |
|--|
| 2. 鉄道・バス・タクシー等が連携し、利用しやすく満足度の高い公共交通の利用環境づくりに取り組む |
|--|

第1次計画の「基本的な方針」を引き継ぎ(※1)つつ、利用促進施策の推進により既存の公共交通を活かす(※3)とともに、急進している高齢化等にも対応できる(※4)ような、公共交通が利用しやすい環境づくりを推進する。

(2) 公共交通体系

基本方針（施策の柱）に準じて、本計画で形成する公共交通体系について、次の通り定める。

- まちづくりの観点から、地域の都市拠点における機能の維持・向上を図るために、公共交通（基幹交通、域内交通）の維持・確保・充実を推進する。
- 特に、基幹交通は、民間事業者による既存の鉄道、路線バスが役割を担う。そのため、事業継続に向けては収益性の維持・向上が不可欠であることを踏まえて、事業者のみならず、市民、行政も協力して、必要な取り組みを推進する。
- さらに公共交通体系全体に対しても、運行サービスの維持・確保を図るために、積極的な利用促進を推進する。
- 急進する高齢化に対応するため、（上記の方針と相反しない範囲で）地域ニーズに応じて、特に高齢者にとって利用し易い環境づくりを推進する。

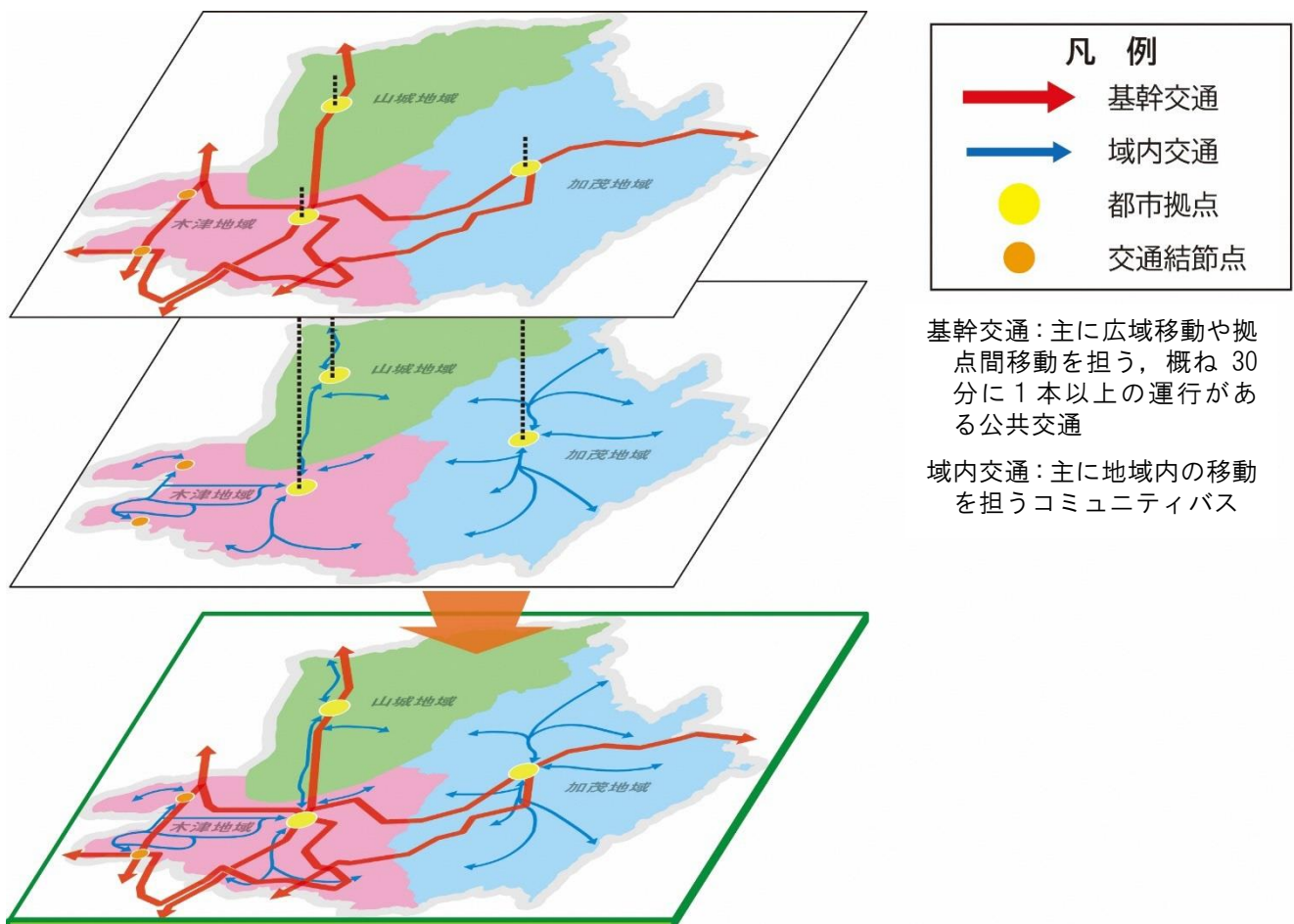


図 本計画で形成する公共交通体系

3.3 各主体が担う役割

本計画を効果的に活用していくためには、市民、交通事業者、行政に代表される公共交通に関わる様々な主体がそれぞれの役割を果たして共に協力していくことが重要である。

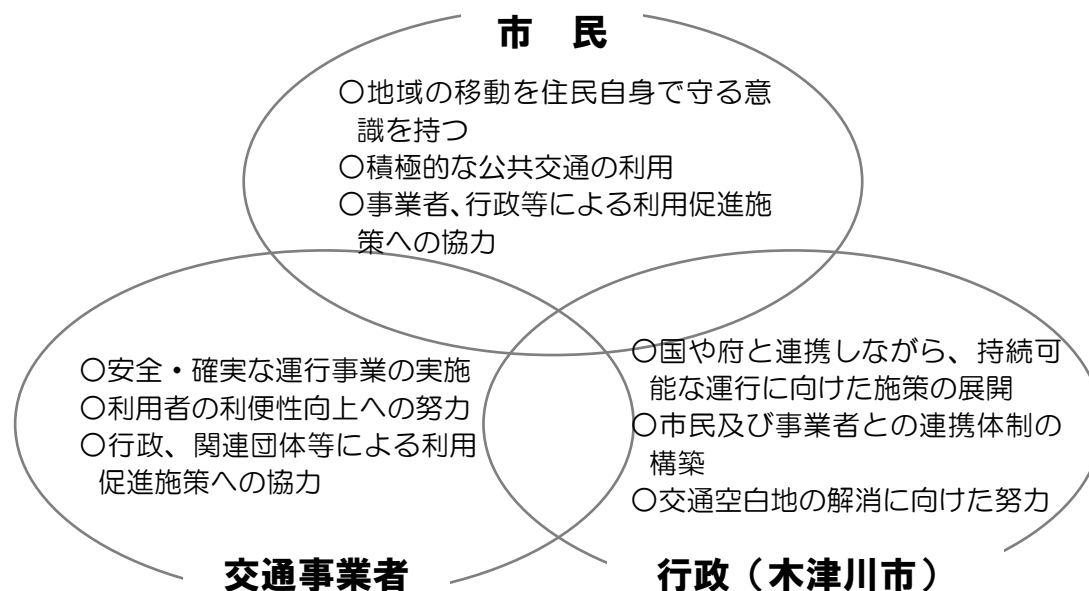


図 主体の役割

4. 計画の目標

本計画の目標として、次の3項目を設定する。

[基本方針（施策の柱）]

[計画の目標]

基本方針（施策の柱）	計画の目標	評価指標
1. 地域や社会情勢に応じて、持続可能な公共交通体系の充実に取り組むことで、活力と魅力ある地域づくりを支援する	市内の公共交通の運行サービスが持続でき、さらに充実を図ることで、利用者数の増加を目指す。 （目標）基準年からの増加を目指す。	○市内における公共交通の利用者数 目標：令和6年度1,400万人 ※2次計画の新規指標
2. 鉄道・バス・タクシー等が連携し、利用しやすい満足度の高い公共交通の利用環境づくりに取り組む	減少傾向にあるコミュニティバスに対する利用促進施策等の展開を図ることで、利用者数の増加を目指す。 （目標）基準年からの増加を目指す。	○コミュニティバスの利用者数 目標：令和6年度27万人
	市内の公共交通体系の充実や、利用しやすい利用環境づくりを進めることで、公共交通を利用した際の満足度を高める。 （目標）基準年からの向上を目指す。	○利用するバス等の満足度 目標：※市民アンケート調査結果より設定

5. 施策体系

5.1 施策の体系

計画の目標達成のため、下図に示す施策を実施する。

◎：2次計画で新規追加した取り組み

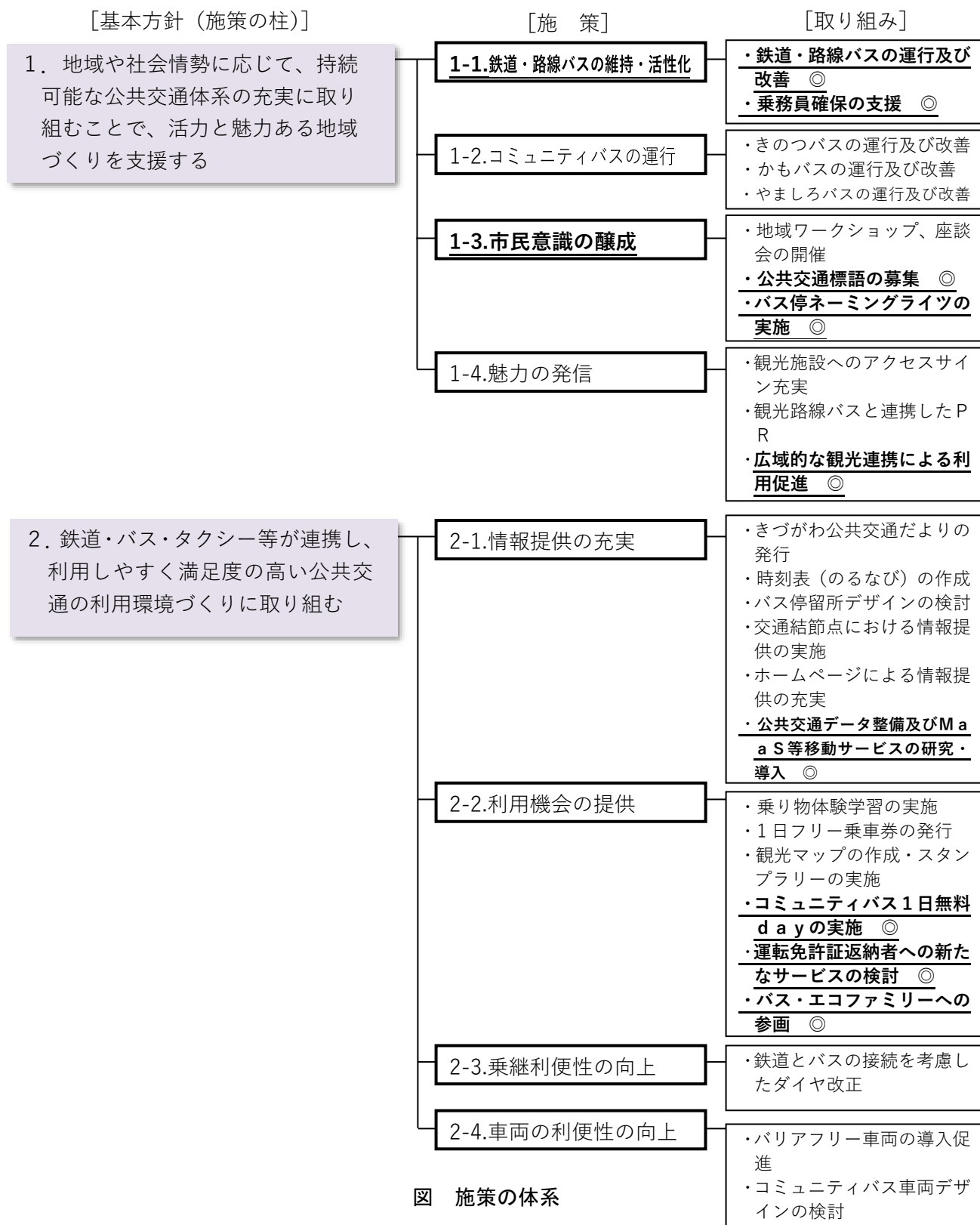


図 施策の体系

5.2 施策の概要

基本方針 1 地域や社会情勢に応じて、持続可能な公共交通体系の充実に取り組むことで、活力と魅力ある地域づくりを支援する

施策 1－1 鉄道・路線バスの維持・活性化

市内の各地域及び市外の都市間を結ぶ移動手段として重要な役割を果たしている鉄道・路線バスについて、現在の路線や運行本数等を維持しつつ、より利便性の高い運行を検討する。

取組み	内容	実施主体	実施期間
鉄道・路線バスの運行及び改善 【※新規】	木津川市内において鉄道・路線バスを運行する。協議会において交通事業者ヒアリングを定期的実施し、利用促進・改善施策について相互で検討する。	・交通事業者 ・協議会	令和 2 年度 ～令和 6 年度
乗務員確保の支援 【※新規】	深刻化する乗務員不足に対応するため、公共交通だより、HP 等を活用し、市民へ乗務員募集を呼びかけ、新たな乗務員の確保を支援する。	・交通事業者 ・協議会 ・木津川市	令和 2 年度 ～令和 6 年度

施策 1－2 コミュニティバスの運行

市民の日常の移動手段として重要な役割を果たしているきのつバス・かもバス・やましるバスについて、持続可能な移動手段として運行事業を継続する。

また、コミュニティバスの見直し・休廃止・新設については、「コミュニティバス等の持続可能な運行のためのガイドライン（5.3 参照）」に準じて実施する。

取組み	内容	実施主体	実施期間
きのつバスの運行及び改善	木津地域内においてコミュニティバスを運行する。	・木津川市	令和 2 年度 ～令和 6 年度
かもバスの運行及び改善	加茂地域内においてコミュニティバスを運行する。		
やましるバスの運行及び改善	山城地域内においてコミュニティバスを運行する。		

施策 1-3 市民意識の醸成

行政・交通事業者と共に、市民が公共交通の維持を自分たちの現在・将来に関わる課題としてそのあり方を考えていくことができるよう、ワークショップや座談会を通して働きかけを行うとともに、公共交通を守り育てていく人材の育成や、地域ニーズの把握に努める。

取組み	内容	実施主体	実施期間
地域ワークショップ、座談会の開催	市民団体等へ協力を依頼しながら、公共交通の課題や解決策を考えるワークショップなどを実施し、利用の意識づけと主体的な参画を促す。	・交通事業者 ・協議会	令和２年度 ～令和６年度
公共交通標語の募集 【※新規】	市内小・中学校及び一般の方から公共交通に係る標語を募集し、バス停や横断幕、各種印刷物に掲示を行うことで、公共交通への関心・理解を深める。	・協議会	３年に１回
バス停ネーミングラ イツの実施 【※新規】	バス停のネーミングライツを市内事業所に募集し、副名称として掲示することにより、応募事業所のPR効果や、利用者がよりコミュニティバスを身近に感じ、愛着を持ってもらうことを促す。 また、広告掲載料を支払ってもらうことで新たな財源を確保する。	・協議会	令和２年度 ～令和６年度

施策 1-4 魅力の発信

公共交通を活用した周遊を促進するため、市外からの来訪者等に対して公共交通利用を促す情報提供を行う。

取組み	内容	実施主体	実施期間
観光施設への アクセスサイン充実	公共交通を利用した回遊の促進を図るため、市内の観光情報とバスの案内を併せた案内板を設置する。 また、外国人訪問客に対応するため、外国語を併記した観光情報等をバス停に掲載する。	・交通事業者 ・協議会 ・木津川市	令和２年度 ～令和６年度
観光路線バスと連携 したPR	奈良市内と市内観光施設を結んでいる急行バスと連携した情報提供により、市内の来訪者を増加させコミュニティバスの利用促進を図る。	・奈良交通(株) ・協議会	令和２年度 ～令和６年度
広域的な観光連携に よる利用促進 【※新規】	近隣自治体、観光団体と連携し、市内で開催されるイベント情報を市内外へ周知するとともに、臨時バスを運行させるなど、公共交通を活用した観光を促進する。	・奈良交通(株) ・コミュニティバス交通事業者 ・協議会 ・木津川市	令和２年度 ～令和６年度

基本方針 2	鉄道・バス・タクシー等が連携し、利用しやすく満足度の高い公共交通の利用環境づくりに取り組む
---------------	--

施策 2 - 1 情報提供の充実

総合的・横断的な公共交通に係る情報提供の充実及び市民の意識喚起を図るため、ホームページなど多くの媒体を活用し、積極的な広報に努める。また、コミュニティバスの利便性向上を図るため、乗継ぎや周遊に必要な情報を提供する。

取組み	内容	実施主体	実施期間
きづがわ公共交通だよりの発行	タイムリーな情報（環境、新技術、高齢者の交通事故等）を掲載した公共交通だよりを毎月作成し、広報に折込み全世帯に配布するほか主要な公共施設で配架する。	・ 協議会	令和 2 年度 ～令和 6 年度
時刻表（のるなび）の作成	わかりやすく便利な時刻表を作成し、広報に折込み全世帯に配布するほか主要な公共施設で配架する。	・ 協議会	令和 2 年度 ～令和 6 年度
バス停留所デザインの検討	バスを利用しやすく、わかりやすい停留所のデザインを検討する。	・ 奈良交通(株) ・ 協議会	令和 2 年度 ～令和 6 年度
交通結節点における情報提供の実施	鉄道駅等の交通結節点において、バス停の場所等を案内する貼り紙や看板等を設置する。	・ 奈良交通(株) ・ コミュニティバス交通事業者 ・ 協議会	令和 2 年度 ～令和 6 年度
ホームページによる情報提供の充実	市や交通事業者のホームページにバスを利用しやすい情報を多く掲載し、積極的な広報に努める。	・ 奈良交通(株) ・ 協議会 ・ 木津川市	令和 2 年度 ～令和 6 年度
公共交通データ整備及びMaaS等移動サービスの研究・導入 【※新規】	時刻表・地理的情報などの公共交通データ整備や複数の交通機関を利用して効率的に移動ができるサービス検討等を進める。	・ 協議会 ・ 木津川市	令和 2 年度 ～令和 6 年度

施策 2 - 2 利用機会の提供

日々の生活の中で公共交通を利用できるよう、様々なきっかけづくりを行う。利用経験が無い層に対しては体験の場を提供し、乗継ぎを必要とする層や周遊を行う層には運賃負担軽減の1日フリー乗車券の発行を行う。また、スタンプラリーやおでかけマップなどを作成し、利用する楽しみの充実を図る。

取組み	内容	実施主体	実施期間
乗り物体験学習の実施	市内の学校、福祉施設、高齢者団体等と連携し、バスに乗車する体験学習や、バス乗車時のマナーなどについて説明し、利用の促進を図る。	・奈良交通㈱ ・コミュニティバス交通事業者 ・協議会	令和2年度 ～令和6年度
1日フリー乗車券の発行	市内のコミュニティバスが1日乗り放題となる1日フリー乗車券を作成し、市内の公共施設やバス車両内などで販売する。	・協議会	令和2年度 ～令和6年度
観光マップの作成・スタンプラリーの実施	市内公共交通を利用した観光マップを作成するとともに、スタンプラリーをしながら観光施設をめぐるイベントを実施する。	・交通事業者 ・協議会 ・木津川市	令和2年度 ～令和6年度
コミュニティバス1日無料dayの実施 【※新規】	コミュニティバスが無料で利用できる日を設定し、普段利用しない方への乗車機会提供・継続利用へのきっかけづくりを図る。	・コミュニティバス交通事業者 ・協議会	【回数】 1回/年
運転免許証返納者への新たなサービスの検討 【※新規】	運転免許証を返納した方がスムーズに公共交通へ転換できるよう、1日フリー乗車券の交付枚数の追加や、割引パス等について検討する。	・コミュニティバス交通事業者 ・協議会 ・木津川市	令和2年度 ～令和6年度
バス・エコファミリーへの参画 【※新規】	環境やバスについて児童が家族と話し合う、きっかけづくりの取組みとして京都府が実施している「バス・エコファミリー」へ参画する。	・コミュニティバス交通事業者 ・協議会	令和2年度 ～令和6年度

施策 2-3 乗継利便性の向上

市内各地域間の移動や市外との移動の円滑化のため、鉄道ダイヤに合せ、コミュニティバスダイヤ改正を実施し、スムーズな乗継ぎ環境の実現に努める。

取組み	内容	実施主体	実施期間
鉄道とバスの接続を考慮したダイヤ改正	鉄道とバスの乗継を考慮したダイヤを検討し、必要に応じてダイヤ改正を実施する。	・ 奈良交通(株) ・ コミュニティバス交通事業者 ・ 協議会	令和 2 年度 ～令和 6 年度

施策 2-4 車両の利便性の向上

高齢化社会の到来、高齢者ニーズの増加に対応し、高齢者や障がい者が利用しやすいバスとする。また、きのつバス・かもバス・やましろバスそれぞれの特徴を明確にし、利用者や市民に愛着を持って親しんでもらえるような車両デザインを検討する。

取組み	内容	実施主体	実施期間
バリアフリー車両の導入促進	導入可能な路線において、バリアフリーに対応した新たな車両の導入を検討する。	・ 奈良交通(株) ・ コミュニティバス交通事業者 ・ 協議会	令和 2 年度 ～令和 6 年度
コミュニティバス車両デザインの検討	コミュニティバスの運行車両において、ラッピング化等を検討する。	・ コミュニティバス交通事業者 ・ 協議会	令和 2 年度 ～令和 6 年度